

進捗状況報告シート

(2011年度・大学)

担当部局は ☆印の箇所を記入のこと。

I. 評価項目・要素と担当部局

対象部局	司法研究科
大項目	5 カリキュラム
中項目	
小項目	5.0.1 科目設定・バランス
要素	授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。
小項目	5.0.2 科目の体系性・適切性
要素	授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。
小項目	5.0.3 法曹倫理の開設
要素	法曹倫理を必修科目として開設していること。
小項目	5.0.4 履修選択指導等
要素	学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。
小項目	5.0.5 科目登録の上限
要素	履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は年間44単位を標準とするものであること。

II. 自己点検・評価(2010.5.1～2011.4.30の進捗状況報告)

《目標・指標》

本項目において、2009年度～2013年度の中期的な「目標」と「指標」を次のとおり設定し、毎年度進捗状況の評価を行っている。進捗評価はA～Dの4段階とし自ら評価した。A～D評価は目安として次のようなものである。

- A : 目標実現のための計画や方策などを適切に実行し、目標を達成している。もしくはほぼ達成している。
 B : 目標実現のための計画や方策などを概ね適切に実行しているが、まだ目標は達成していない。
 C : 目標実現のための計画や方策などを実行しているが十分ではなく、目標は達成していない。達成にはまだしばらく時間がかかる。
 D : 目標実現のための計画や方策などを実行していない。当然目標は達成していない。

2009年度に設定した「目標」	左記目標の「指標」	進捗評価				
		2009	2010	2011	2012	2013
1. 進級制度により進級ができなかった学生のための特別クラスの設置、特別担任制度の新設、授業料緩和措置制度の整備。	→特別クラス数、特別担任制度の決定と公表、授業料緩和措置制度の導入。	D	C	/	/	/
2. 基礎演習Ⅱ開講クラス数の半数を実務家教員が担当する。	→実務家教員の基礎演習Ⅱ担当クラス数。	B	B	/	/	/

☆

2010年度以降に設定した「目標」	左記目標の「指標」	進捗評価				
		2009	2010	2011	2012	2013
なし	→なし	/	/	/	/	/
なし	→なし	/	/	/	/	/

《現状の説明》 ※ 全小項目について記述が必要

小項目5.0.1	5.0.1 科目設定・バランス (現状説明) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されている。
小項目5.0.2	5.0.2 科目の体系性・適切性 (現状説明) 1年次に法律の基本的知識を習得し、2年次に法律基本科目の展開科目と実務基礎科目を学習し、3年次に各領域の学習と総合的・横断的な学習を実践することできるように、授業科目が体系的かつ適切に開設されている。
小項目5.0.3	5.0.3 法曹倫理の開設 (現状説明) 2年次に、専門職責任(法曹倫理)を必修科目(2単位)として開設している。
☆ 小項目5.0.4	5.0.4 履修選択指導等 (現状説明) 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするため、Study Information およびシラバス集を学生に配布し、かつ春学期開始前に、法律基本科目および実務基礎科目について授業科目ガイダンスを実施している。また、学生の個々の質問に教員は対応している。 さらに、担任制の導入により進級不可能者への指導体制も整備されている。
小項目5.0.5	5.0.5 科目登録の上限 (現状説明) 授業及び事前・事後の自習時間等を考慮し、1年間に履修登録できる単位数の上限を、1年次及び2年次は36単位、修了年度の年次は44単位としている。
その他	進級制度により進級できなかった学生のための特別クラスの設置および授業料緩和措置制度の導入が必要となっている。

《評価指標データ》

★

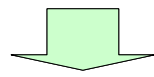
★

★

◎効果が上がっている事項 ※目標の進捗評価が「A」の場合は必ず記述してください。

《点検・評価(1)》効果が上がっている事項 注)出来るだけ内容を裏付ける客観的根拠を記述してください。

小項目5.0.1	
小項目5.0.2	
小項目5.0.3	
★小項目5.0.4	特別担任制度を新設し、進級不可能者に対して学習指導をおこなう体制が整備された。
小項目5.0.5	
その他	



《次年度に向けた方策(1)》伸長させるための方策

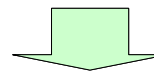
注)出来るだけ手順や方法を明確にするなど行動計画を具体的に記述してください。

小項目5.0.1	
小項目5.0.2	
小項目5.0.3	
★小項目5.0.4	
小項目5.0.5	
その他	

◎改善すべき事項 ※目標の進捗評価が「D」の場合は必ず記述してください。

《点検・評価(2)》改善すべき事項 注)出来るだけ内容を裏付ける客観的根拠を記述してください。

小項目5.0.1	
小項目5.0.2	
小項目5.0.3	
★小項目5.0.4	
小項目5.0.5	
その他	



《次年度に向けた方策(2)》改善方策

注)出来るだけ手順や方法を明確にするなど行動計画を具体的に記述してください。

小項目5.0.1	
小項目5.0.2	
小項目5.0.3	
★小項目5.0.4	
小項目5.0.5	
その他	

◎自由記述

【点検・評価】&【次年度に向けた方策】

★ その他 (自由記述)	
--------------------	--

Ⅲ. 学内第三者評価

<評価専門委員会の評価>

○進級不可能者に対するケアが行われていることは評価できます。ただ、その結果どうなったのかということが気になるところです。また、進級制度それ自体の功罪も明らかにすることが期待されます。

○カリキュラムが適切に組まれていることが説明から読み取れます。

○進級できなかった学生の対応が必要とのことですが、どれくらいの人数(割合)の対象者がいるのでしょうか。また、それにより特別クラスをどれくらい設置するのが適当なのか、特別担任を何名配置するのが適当なのかについても記述があると、課題がより明確になると思われます。

○本評価項目については適切に実施されています。

○次回の専門分野別認証評価に向けて、2008年度の認証評価報告書で指摘された事項については既に対応されていると思いますが、再度検証をお願いします。

Ⅳ. 学内第三者評価の評価結果を受けての追加記述

★ご指摘のあった進級不可能者へのケアの結果であるが、対象となった進級不可能者は34名。このうち24名に対して担任教員等と面談を行い学習指導を実施した。他の10名のうち8名は退学希望者であったため学習指導面談は行なわなかった。2名は未実施となった。